

議第173号

京都市過疎地域自立促進計画の変更について

京都市過疎地域自立促進計画（平成17年12月16日議決）の一部を次のように変更する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

3(1)イを次のように改める。

イ 情報通信体系の整備

京北地域は山間部に位置するため、以前は携帯電話等の移動通信サービスを全域で利用することができなかったが、平成6年度以降、移動通信用鉄塔の整備を進めたことにより、都市部との格差是正について、一定の成果があったところである。しかしながら、いまだ移動通信サービスを利用できない地域が存在しており、更なるサービスエリアの拡大が望まれている。

また、地上波テレビ放送は電波法等の改正によりデジタル放送への移行が進められており、平成23年7月までにアナログ放送が終了することから、デジタル放送の視聴環境を整備する必要がある。しかしながら、京北地域では、地上デジタル放送を視聴するためには、受信点の大幅な移設を伴う共聴施設の改修や共聴施設の新設が必要であり、住民の費用負担が過重となることから、住民の自助努力では対応が困難な状況にある。

さらに、消防及び防災無線についても、これまでも一定の整備を行ってきたものの、広範囲かつ起伏の多い地形等の関係も相まって、十分なネットワーク化を図れていない状況である。

3(2)イを次のように改める。

イ 情報通信体系の整備

携帯電話等の移動通信サービスについては、これまで旧京北町において京北地域内に合計6基の移動通信用鉄塔を建設し、利用面で一定の進展を見たところである。

当該事業の実施に際しては、民間の電気通信事業者の参画が得られる箇所について、順次、事業に取り組むこととし、地域間の情報格差の是正に努めていくこととする。

また、地上波テレビ放送について、アナログからデジタルへの移行を支援するため、国では共聴施設の改修・新設費用の一部を補助する制度（辺地共聴施設整備事業）を創設しており、この国の補助制度を活用することにより、市民がデジタル放送に円滑に移行できるよう、支援を行う。

さらに、消防及び防災無線については、大地震等の災害発生時においても、消防指令センター及び京都市災害対策本部等と京北地域との間で迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を可能にするため、高度情報化に対応した消防防災通信ネットワークを構築し、災害から住民の生命及び財産を守るための取組を進める。

3(3)の表中

移動通信用鉄塔施設整備（3箇所） 消防防災情報ネットワーク整備	京都市 京都市	を
移動通信用鉄塔施設整備（4箇所） 共聴施設整備事業 消防防災情報ネットワーク整備	京都市 京都市 京都市	に改める。

事業計画の表中

移動通信用鉄塔施設整備（3箇所）	京都市		を
移動通信用鉄塔施設整備（4箇所） 共聴施設整備事業	京都市 京都市		に改める。

提案理由

京都市過疎地域自立促進計画を変更する必要があるので提案する。